

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.11.1	R1.11.11	(1) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇合同会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成26年10月20日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 ・平成28年8月23日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書 ・平成29年1月26日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書 (2) 東京都知事(○)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成31年2月27日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (3) 国土交通大臣(○)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成30年10月29日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 ・平成31年3月19日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書 ・平成31年4月1日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書	133		1											(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
2	R1.11.1	R1.11.11	(1) 都営住宅標準設計単価表(整備・区部版)平成30年度(平成30年4月1日) (2) 都営住宅標準設計単価表(再生骨材コンクリート(整備用))(区部・多摩版)平成30年度(平成30年4月1日)	※	1												—	住宅政策本部 都営住宅経営部 技術管理課	
3	R1.10.29	R1.11.12	「東京都港区〇〇」(丁目、番地、算用数字と漢数字、4Fと4階、その他表記の差異は問わない。)を事務所の本店の所在地として宅地建物取引業の免許を申請した(申請中を含む)全ての宅地建物取引業者につき、宅地建物取引業法第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第65条または第66条に係る文書全て。ただし東京都知事(○)第〇〇号〇〇合同会社に関するものは除く。対象期間は平成22年4月1日から令和元年10月28日迄。														東京都知事(○)第〇〇号〇〇合同会社を除いて、「東京都港区〇〇」を事務所の本店所在地として、実施機関に対し宅地建物取引業免許の申請又は届出をした業者は存在せず、当該請求に係る公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
4	R1.10.29	R1.11.12	「東京都港区〇〇」(丁目、番地、算用数字と漢数字、4Fと4階、その他表記の差異は問わない。)を事務所の支店の所在地として宅地建物取引業の免許を申請した(申請中を含む)全ての宅地建物取引業者につき、宅地建物取引業法第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第65条または第66条に係る文書全て。ただし東京都知事(○)第〇〇号〇〇合同会社に関するものは除く。対象期間は平成22年4月1日から令和元年10月28日迄。														東京都知事(○)第〇〇号〇〇合同会社を除いて、「東京都港区〇〇」を事務所の支店所在地として、実施機関に対し宅地建物取引業免許の申請又は届出をした業者は存在せず、当該請求に係る公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
5	R1.10.29	R1.11.12	「東京都目黒区〇〇」(丁目、番地、算用数字と漢数字、7Fと7階、その他表記の差異は問わない。)を事務所の支店の所在地として宅地建物取引業の免許を申請した(申請中を含む)全ての宅地建物取引業者につき、宅地建物取引業法第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第65条または第66条に係る文書全て。対象期間は平成22年4月1日から令和元年10月28日迄。														「東京都目黒区〇〇」を事務所の支店所在地として、実施機関に対し宅地建物取引業免許の申請又は届出をした業者は存在せず、当該請求に係る公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
6	R1.10.29	R1.11.12	次の公文書に係る履歴事項全部証明書 (1) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇株式会社に係る令和元年5月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇有限会社に係る平成25年8月23日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (3) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇有限会社に係る平成27年8月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書 (4) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇株式会社に係る平成30年8月14日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (5) 東京都知事(○)第〇〇号株式会社〇〇に係る平成28年4月5日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (6) 東京都知事(○)第〇〇号株式会社〇〇に係る令和元年8月5日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書														法令の規定による書面の交付の対象となる公文書に該当し、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている書類等に該当するため(東京都情報公開条例第2条の2に該当)	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
7	R1.10.29	R1.11.12	(1) 令和元年8月1日付31住不第910号「宅地建物取引業者の免許更新について（令和元年8月8日免許）」 (2) 平成30年10月3日付30都市住不第1297号「宅地建物取引業者の免許更新について（平成30年10月11日免許）」 (3) 平成28年4月28日付28都市住不第206号「宅地建物取引業者の免許について（新規）」 (4) 次の者に係る宅地建物取引業者名簿 ・東京都知事（○）第○○号○○株式会社 ・東京都知事（○）第○○号○○株式会社 ・東京都知事（○）第○○号株式会社○○ (5) 平成30年5月6日付30都市住不第292号「廃業による宅地建物取引業者名簿からの削除について（平成30年4月分）」	20	1													—	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課
8	R1.10.29	R1.11.12	「東京都目黒区○○」（丁目、番地、算用数字と漢数字、7Fと7階、その他表記の差異は問わない。）を事務所の本店の所在地として宅地建物取引業の免許を申請した（申請中も含む）宅地建物取引業者に係る次のもの (1) 全ての宅地建物取引業者につき、宅地建物取引業法第5条、第7条、第65条、第66条に係る文書全て。 (2) ○○株式会社及び○○株式会社につき、宅地建物取引業法第9条に係る文書全て。 (3) 株式会社○○につき、宅地建物取引業法第4条、第6条、第8条、第9条、第10条及び第11条に係る文書全て。 (4) ○○有限会社につき、宅地建物取引業法第6条、第8条及び第10条に係る文書全て。 (5) ○○株式会社、○○株式会社及び株式会社○○につき、宅地建物取引業法第11条に係る文書全て。															○○について、宅地建物取引業法第5条、第7条、第65条及び第66条に係る事実はなく、同条の規定に基づく公文書を実施機関では作成及び取得していないため、本件請求に係る公文書は存在しない。 ○○について、宅地建物取引業法第9条に係る事実はなく、同条の規定に基づく公文書を実施機関では作成及び取得していないため、本件請求に係る公文書は存在しない。 ○○は、平成28年度に廃業しており、免許申請書等の保存期間（1年）を経過したため、本件請求に係る公文書は存在しない。 ○○に対しては、平成25年度に免許証を交付したが、当該交付に係る文書の保存期間（5年）を経過したため、本件請求に係る公文書は存在しない。 ○○は、廃業しており、宅地建物取引業者名簿の保存期間（1年未満）を経過したため、本件請求に係る公文書は存在しない。 ○○について、宅地建物取引業法第11条に係る事実はなく、同条の規定に基づく公文書を実施機関では作成及び取得していないため、本件請求に係る公文書は存在しない。	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R1. 10. 29	R1. 11. 12	(1) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇株式会社に係る次の公文書 ・令和元年5月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇株式会社に係る次の公文書 ・平成30年8月14日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (3) 東京都知事(○)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書 ・平成28年4月5日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 ・平成29年6月5日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成29年10月6日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成29年11月9日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成30年1月15日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成30年5月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成30年9月27日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成30年11月26日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成31年2月15日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・令和元年8月5日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4) 東京都知事(○)第〇〇号〇〇有限会社に係る次の公文書 ・平成25年8月23日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 ・平成27年4月20日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成27年8月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・平成30年4月17日受付の廃業等届出書	214		1													(7条2号)氏名、生年月日及び住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号)決算報告等は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課
10	R1. 11. 15	R1. 11. 21	(1) 亀戸七丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (2) 王子本町アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (3) 江北二丁目アパート 移転先住宅の使用許可日の決定及び保証金の納入・鍵の交付について(お知らせ) (4) 東栗原アパート 移転先住宅の使用許可日の決定及び保証金の納入・鍵の交付について(お知らせ) (5) 平井一丁目アパート 戻り入居説明会開催のお知らせ、居住者意向調査票 (6) 南小岩二丁目アパート 南小岩二丁目アパート(3期)建替移転説明会開催のお知らせ、新築住宅への戻り移転について、居住者意向調査票、お知らせ (7) 青山北町アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ)、臨時粗大ごみ置き場の設置について	※	1													—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所折衝課	
11	R1. 11. 18	R1. 11. 21	(1) 亀戸七丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (2) 王子本町アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ) (3) 江北二丁目アパート 移転先住宅の使用許可書の決定及び保証金の納入・鍵の交付について(お知らせ) (4) 平井一丁目アパート 戻り入居説明会開催のお知らせ、居住者意向調査票 (5) 青山北町アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について(お知らせ)、臨時粗大ごみ置き場の設置について	※	1													—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所折衝課	
12	R1. 11. 15	R1. 11. 22	(1) 引越しに際してのお願い(10月29日) (2) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(11月16日許可)(10月15日) (3) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(12月1日許可)(10月31日) (4) 引越しに際してのお願い(11月16日許可)(11月13日) (5) 部屋決め抽選会式次第(10月24日) (6) 部屋決め抽選会および今後の予定等について(11月8日) (7) 部屋決め抽選会(戻り入居対象者)および今後の予定等について(11月8日) (8) 保証金納付とかぎ渡し等について(11月16日許可)(10月16日) (9) 引越しに際してのご注意(11月1日許可)(10月23日) (10) 引越しに際してのご注意(11月16日許可)(11月7日) (11) 引越しに際してのご注意(11月1日許可)(10月24日) (12) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(12月1日許可)(11月1日) (13) 部屋決め抽選会について(重要)(11月1日) (14) 移転先住宅の追加について(2人世帯のみ)(11月1日) (15) 移転先住宅一覧等(最終版)(11月8日)	94	1													—	住宅政策本部 西部住宅建設 事務所管理課	

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R1. 11. 18	R1. 11. 22	(1) 引越しに際してのお願い(10月29日) (2) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(12月1日許可)(10月31日) (3) 引越しに際してのお願い(11月16日許可)(11月13日) (4) 部屋決め抽選会式次第(10月24日) (5) 部屋決め抽選会および今後の予定等について(11月8日) (6) 部屋決め抽選会(戻り入居対象者)および今後の予定等について(11月8日) (7) 引越しに際してのご注意(11月1日許可)(10月23日) (8) 引越しに際してのご注意(11月16日許可)(11月7日) (9) 引越しに際してのご注意(11月1日許可)(10月24日) (10) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(12月1日許可)(11月1日) (11) 部屋決め抽選会について(重要)(11月1日) (12) 移転先住宅の追加について(2人世帯のみ)(11月1日) (13) 移転先住宅一覧等(最終版)(11月8日)	90	1													—	住宅政策本部 西部住宅建設 事務所管理課	
14	R1. 10. 29	R1. 11. 22	〇〇合同会社(東京都知事免許(〇)第〇〇号, 東京都港区〇〇)につき、宅地建物取引業法第5条、第7条、第11条、第65条または第66条に係る文書全て					1										当該業者について、宅地建物取引業法第5条、第7条、第11条、第65条及び第66条に係る事実はなく、当該規定に基づく公文書を実施機関では作成及び取得していないため、当該請求に係る公文書は存在しない。	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
15	R1. 10. 29	R1. 11. 22	東京都知事(〇)第〇〇号〇〇合同会社に係る平成30年9月13日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書のうち、履歴事項全部証明書															法令の規定による書面の交付の対象となる公文書に該当し、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている書類等に該当するため(東京都情報公開条例第2条の2に該当)	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
16	R1. 10. 29	R1. 11. 22	(1) 平成30年10月5日付30都市住不第1288号「宅地建物取引業者の免許について(新規)」 (2) 東京都知事(〇)第〇〇号〇〇合同会社に係る宅地建物取引業者名簿	6	1													—	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
17	R1. 10. 29	R1. 11. 22	(1) 東京都知事(〇)第〇〇号〇〇合同会社に係る平成30年9月13日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書 (2) 東京都知事(〇)第〇〇号〇〇合同会社に係る平成31年1月11日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	34	1								1					公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
18	R1. 11. 11	R1. 11. 22	東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成27年9月30日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書	28	1								1					(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
19	R1. 11. 12	R1. 11. 25	東京都知事宅建業者リスト(令和元年11月12日現在)	※	1													—	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
20	R1. 11. 22	R1. 11. 25	・東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇(旧商号:株式会社〇〇)に係る平成28年11月22日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書に添付されている宅地建物取引業経歴書 ・東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る行政処分の記録	3	1													—	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	
21	R1. 11. 19	R1. 11. 28	東京都知事(〇)第〇〇号株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・令和元年10月9日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書	46	1								1					(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	住宅政策本部 住宅企画部 不動産課	

令和元年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。